

雇児発0417第4号
平成29年4月17日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

多様な保育促進事業の実施について

子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、地域の実情に応じた需要に対応する多様な保育促進事業を次により実施し、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成27年4月13日雇児発0413第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援推進保育事業の実施について」は、平成29年3月31日限りで廃止する。

記

第1 事業の種類

- 1 保育利用支援事業
- 2 サテライト型小規模保育事業
- 3 医療的ケア児保育支援モデル事業
- 4 家庭支援推進保育事業

第2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 保育利用支援事業実施要綱（別添1）
- 2 サテライト型小規模保育事業実施要綱（別添2）
- 3 医療的ケア児保育支援モデル事業実施要綱（別添3）
- 4 家庭支援推進保育事業実施要綱（別添4）

(別添1)

保育利用支援事業実施要綱

1 事業の目的

保育所の入所のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入所予約の仕組みを設けることにより、職場復帰に向けた保育園入所時期に関する保護者の不安を解消することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、待機児童解消加速化プランに参加する市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

保護者が、職場復帰に向け、育児休業を切り上げることなく1年間取得することができるよう、育児休業終了後の入所予約の仕組みを設けるために必要な費用の一部を補助する事業。

4 実施要件

以下の（1）及び（2）のいずれか又は両方を実施するものとする。

（1）代替保育利用支援

① 対象者

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の法令（以下「関係法令」という。）により、対象児童が1歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業を取得し、翌4月1日からの保育所等への入所を希望し、育児休業終了後から保育所等に入所するまでの間、一時預かり事業等の市町村が適切と認めた代替保育を利用する者。

② 実施方法

対象児童が1歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業を取得し、翌4月1日からの保育所等の入所予約の申込みを受け付けた上で、育児休業終了後から保育所等に入所するまでの間に利用する代替保育の利用料を補助する。

利用料補助の方法としては、以下のいずれかによる。

ア 対象者に係る利用料を軽減して徴収又は免除する施設・事業

所に対して、市町村が当該軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法

イ 対象者が施設・事業所に支払う利用料について、市町村より対象者に対して当該利用料を軽減又は免除する額を補助する方法

(2) 予約制導入に係る体制整備

① 対象者

関係法令により、対象児童が1歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業を取得し、育児休業終了後（年度途中）に保育所等への入所を希望する者。

② 対象施設

保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所。

③ 実施方法

対象施設となる保育所等において、4月1日から対象児童が予約した入所日に入所するまでの間、保護者や市町村との連絡調整、保護者への相談対応等を行う保育士等の配置を行うために必要な費用の一部を補助する。

5 留意事項

(1) 「入所予約」とは、保護者の育児休業終了後の保育所等への入所の円滑化を図るため、育児休業終了までに、あらかじめ行う保育所等への入所申込をいう。入所予約の受入れ人数及び受入れ時期については、地域の保育ニーズや地域資源の状況を踏まえた上で、入所予約を利用しない者の保育所等の利用を過度に妨げることのないよう市町村において適切に実施すること。

(2) 市町村は、入所予約を利用しない者との不公平が生じないように、入所予約を利用する者について、保育の必要度についての指数が一定以上の者とする等の要件を付すなど、適切な事業実施に努めること。

(3) 市町村は、入所予約の申込みに係る要件や制度の内容について、広報等を通じて保護者に周知すること。

(4) 市町村は、入所予約の申込みをした者について、保育の必要性の認定及び利用調整を行い、結果について保護者に通知を行うこと。また、入所予約の申込みをしたが利用できなかった者についても、ニーズを適切に把握し、必要な支援を行うこと。

(5) 地域の保育ニーズを適切に把握し、入所予約制の導入とあわせて、保

育所等の保育の提供に係る整備等を積極的に行うこと。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別添 2)

サテライト型小規模保育事業実施要綱

1 事業の目的

保育所、認定こども園及び幼稚園（以下「保育所等」という。）において、満3歳以上の児童の受入れを重点的に行い、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）と積極的に接続を行った場合に当該保育所等を支援することにより、家庭的保育事業等を利用する児童の3歳到達時における保育所等への円滑な接続を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業内容

保育所等において、家庭的保育事業者等との連携協力を行うため、連携に向けた調整等を行う連携支援コーディネーターを配置し、家庭的保育事業等を利用する乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるよう、また、満3歳に達して卒園する児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う連携施設を適切に確保する。

4 実施要件

(1) 対象施設

本事業の対象となる施設は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第6条に規定する家庭的保育事業者等の連携施設となる保育所等（公立を含む。）とする。

(2) 実施方法

① 連携支援コーディネーターの配置

ア 対象施設において、家庭的保育事業者等との連携等を円滑に行うため、「連携支援コーディネーター」を配置する。

イ 連携支援コーディネーターが行う主な業務は以下のとおりとする。

(ア) 家庭的保育事業者等に対する、保育所等との連携に関する助言

(イ) 対象施設との連携を希望する家庭的保育事業者等との連携に向けた調整

(ウ) 家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後、対象施設にお

いて、満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育を継続的に提供するための調整。また、当該児童の保護者等への助言又は指導

(エ) その他家庭的保育事業者等と保育所等との連携や当該助言又は指導に関する関係機関との調整

② 家庭的保育事業者等との接続促進

対象施設は、積極的に対象施設の所在する家庭的保育事業者等の連携施設となることとし、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後、対象施設において、満3歳以上の児童を受け入れることが可能となるよう、必要に応じて、別紙に掲げる方法を参考に、満3歳以上の児童の定員の拡大等を図ること。

5 その他

本事業の目的に鑑み、実施主体は、管内市町村内にある保育所等に対し、本事業の趣旨等を説明し、家庭的保育事業者等の連携施設となるよう、積極的に働きかけを行うとともに、特に、実施主体が設置する保育所等が連携施設となるように努めること。

6 費用

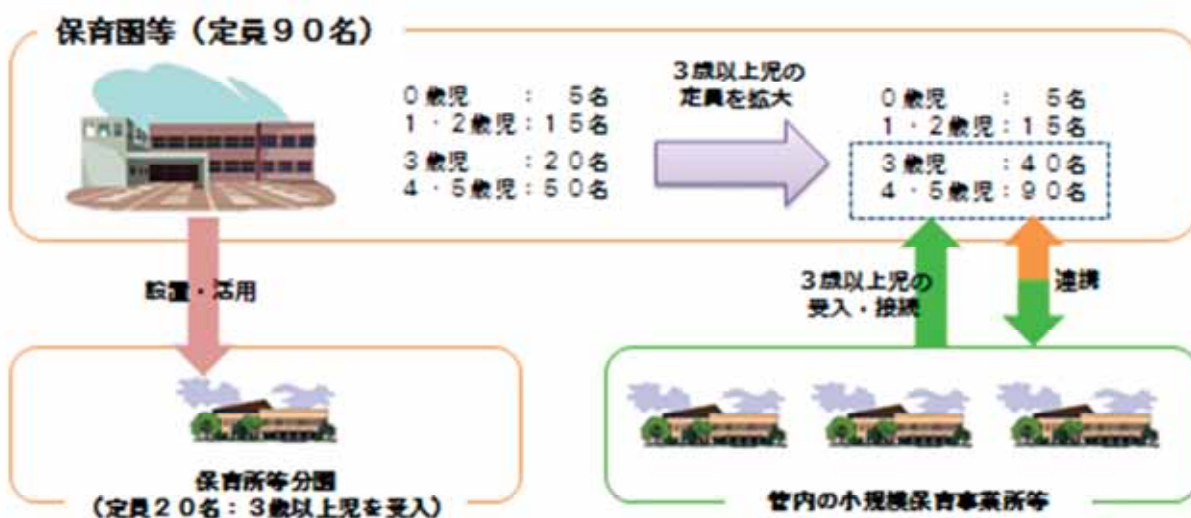
本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

保育所等における3歳以上児受入れのための受け皿拡大方法の例

1 保育所等の3歳以上児の定員枠の拡大

- ・ 保育所等の3歳以上児の定員枠について、保育所等整備交付金を活用し、増改築や保育所等分園の設置により、受入れ枠を拡大

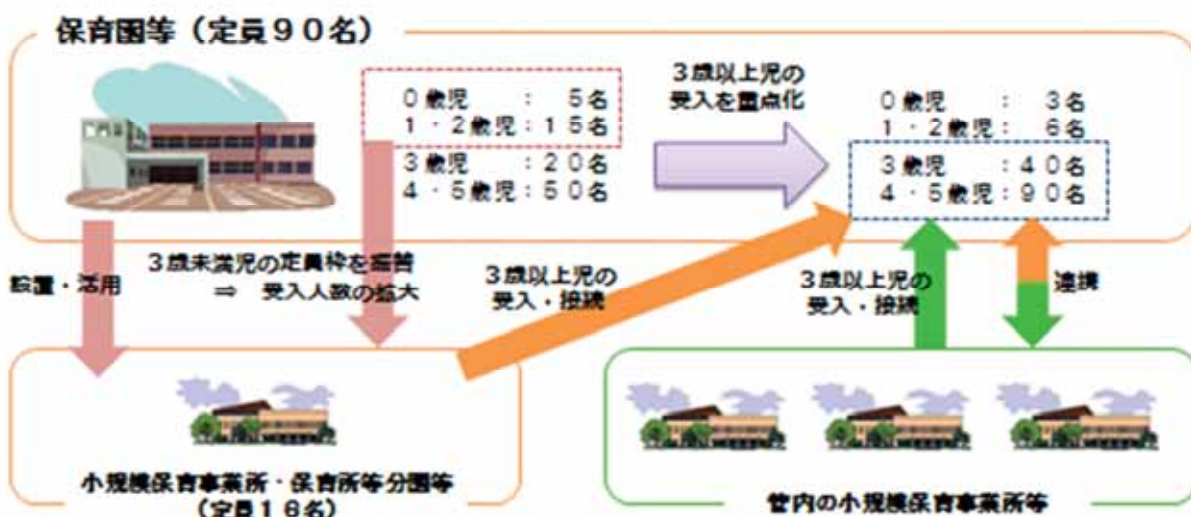
(イメージ)



2 保育所等の3歳未満児の定員枠の3歳以上児の定員枠への振替え

- ・ 保育所等の3歳未満児に係る定員枠について、保育所等の面積や職員数に応じ、3歳以上児の定員枠に振替え
- ・ 定員枠の振替えに伴う、3歳未満児の受入れについては、保育所等整備交付金や保育所等改修費等支援事業を活用して、小規模保育事業所・保育所等分園等を設置し、受入れ枠を確保

(イメージ)



(別添3)

医療的ケア児保育支援モデル事業実施要綱

1 事業の目的

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認めた者（以下「委託先」という。）に委託することができるものとする。この場合において、都道府県等は、委託先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の内容

都道府県等において看護師、准看護師、保健師、助産師（以下「看護師等」という。）を雇い上げ、保育所等に必要に応じて看護師等を派遣する等の取組を行い、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備し、地域生活支援の向上を図る事業。

4 実施方法

(1) 対象児童

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童

(2) 対象施設

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

(3) 対象事業

医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関との連携を図り、対象児童の様態や成長に合わせた支援を行うことを前提とした上で、以下の①に加え、必要に応

じて②から④の取組を複合的に実施する。

- ① 都道府県等において看護師等を雇い上げ、医療的ケア児の受入れを行う保育所等に、対象児童が必要とする医療的ケアの頻度等に応じて看護師等を派遣し、医療的ケアを実施する。

なお、医療機関等において雇い上げた看護師等を保育所等に派遣する方法も可能とする。

- ② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、保育士が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 3 条第 1 項の認定特定行為業務従事者をいう。）となるために必要な知識、技能を修得するための研修受講を支援する以下の取組。

ア 保育士の研修受講に係る費用の補助

イ 保育士の研修受講に係る代替職員の配置に要する費用の補助（ただし、子どものための教育・保育給付費負担金において給付の対象となる保育士 1 人当たり年間 3 日分を除く。）

- ③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士の加配を行う。

- ④ その他、保育所等における医療的ケア児の受入れに資する事業。

(4) 留意事項

- ① 医療的ケア児の受入れに当たっては、保育所等において児童の様態や成長に合わせた支援を行うため、医師や看護師、自治体職員等を含めた検討会議を設け、保育内容を検討するなど、適切な保育の実施につなげること。

- ② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等においては、対象児童の主治医及び保護者等との協議の上、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。

5 個人情報保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

6 実施主体の選定及び事業の評価

- (1) 国は、上記4(3)に掲げる事業を実施する都道府県等について、別に定める公募要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす都道府県等のうち、厚生労働省が設置する検討委員会による事業内容の審査を経て決定する。
- (2) 当該事業を実施した都道府県等は、当該事業の成果等をまとめた報告書及び別に定める様式による実施状況について、翌年度4月10日までに、厚生労働大臣宛て提出すること。
- (3) 当該都道府県等は、事業の適切な実施を期するため、当該検討委員会において事業に対する評価を受けるものとする。

7 費用

国は、上記4(3)に掲げる事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。

(別添4)

家庭支援推進保育事業実施要綱

1 目的

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 対象児童

本事業の対象児童は、日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる保育所入所児童であること。

4 対象保育所

本事業の対象保育所は、3に該当する児童が入所児童の40%以上である保育所とする。

なお、3に該当する児童であるかについては、市町村が児童の状況や家庭環境について保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から判断すること。

5 事業の内容

事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 対象保育所に対し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員のほか本事業の実施のために必要な保育士を配置すること。
- (2) (1)により配置された保育士は、3に該当する児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと。

6 国の補助

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。